平成２９年（フ）第１３５９号
千葉市稲毛区稲毛３丁目７番10号
破産者　平山　一弘
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７２５号
千葉県八千代市八千代台東３丁目12番５号
破産者　岩永　雅彦
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６５号
千葉県船橋市若松２丁目５番11棟202号
破産者　草野　浩人
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
岡山市中区国富４丁目１番15号、開始決定時の住所岡山市北区青江１－６－11　レオパレスソレーユ青江第一203号室
破産者　桐畑　明彦
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８号
茨城県鉾田市当間766番地の１
破産者　栄屋食品株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４３８号
埼玉県春日部市東中野1569番地10
破産者　エース流通サービス株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長野県茅野市金沢2080番地５
破産者　株式会社ケアハウス壽
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１４５号
新潟県長岡市西神田町１丁目６番地23
破産者　株式会社みかわや
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２２１３号
札幌市南区川沿１条２丁目３番18号
破産者　北上　博己
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０９号
名古屋市中村区松原町１丁目18番地　本陣ハイツ206号、従前の住所名古屋市中村区向島町４丁目22番地の10
破産者　松平　紀生
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３３号
大阪市平野区加美東５丁目７番２号　グリーンパーク加美301、開始決定時大阪市平野区加美西１丁目18番24―303号
破産者　黒瀬　康夫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７９号
大阪市都島区中野町４丁目16番１号　Ｖａｇｕｅ桜ノ宮503号、開始決定時大阪市都島区中野町４丁目８番12号
破産者　東乃　應秋
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１３号
奈良市中山町西４丁目535番地の343
破産者　佐野　隆司
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７６号
大阪府吹田市尺谷２―13マーヴェラスコート101号
破産者　立花　伸哉
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目21番20―505号
破産者　吉冨　光憲
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目４番27号はーとらいふ南武庫之荘309号、住民票上の住所兵庫県西宮市高松町11番２―305号
破産者　池田　征子
成年後見人　中西　康友
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０５号
東京都品川区豊町４－５－５　株式会社永朋舎、住民票上の住所金沢市長土塀２丁目９番９号（従前の住所）金沢市木倉町６番６号（従前々の住所）石川県加賀市山中温泉泉町11番地
破産者　旬味旬彩にし花こと　西花　智之
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部